

建設リサイクル法適用となる工事発注について

根拠法令：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

○建設リサイクル法が適用となる建設工事とは

①特定建設資材を使用する工事

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄からなる建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリートなど）
- ・木材
- ・アスファルト

②対象工事の種類と規模の基準

- ・建築物の解体 / 床面積合計 80㎡以上
- ・建築物の新築・増築 / 床面積合計 500㎡以上
- ・建築物の修繕・模様替（リフォーム等） / 請負代金 1 億円以上
- ・建築物のものの解体・新築等（土木工事等） / 500万円以上

①を使用する工事（新規、修繕、改修など関係なく全ての工事）で、かつ、②の条件に当てはまる工事。

○対象となる工事の手続き

1. 指名通知書にて該当する旨の明記が必要。
2. 落札業者は、法第 12 条第 1 項の規定により契約締結前に発注者（工事担当者）に対して説明を義務付け。（説明を受けたら、その旨入札契約係へ報告を。）
3. 工事契約書類（袋とじする書類）に「資源の再資源化等に関する事項（別記様式第 1 号その 1（別紙 1））を綴る。
4. 発注（担当）者は、対象工事の着手する 7 日前までに県知事（小林土木事務所）に届出なければならない。（法第 11 条）

※その他の詳細及び届出書等の様式についてなどは、宮崎県県土整備部技術企画へ問い合わせてください。（県ホームページでも確認できます）